

平成16年度第2回鎌ヶ谷市介護保険運営及びサービス推進協議会会議録

1 日 時 平成17年2月17日（木） 午後2時～午後4時

2 場 所 鎌ヶ谷市総合福祉保健センター4階会議室

3 出席者

【委員】 笹川委員 加藤委員 桑原委員 小林委員 三輪委員 岡村委員
鈴木委員 今村委員 畑 委員 穂山委員 菊地委員 石坂委員
(欠席：川上委員 篠崎委員 山崎委員)

【事務局】 健康管理課：岩佐課長
高齢者支援課：大原課長 生原課長補佐
介護保険課：阿久津課長 斉藤介護保険係長 鈴木介護保険係主査
国松認定審査係長 鈴木認定審査係主任主事

4 傍聴者 なし

5 議 題

- (1) 介護保険の実施状況について（報告）
- (2) 介護保険制度改革の概要について（報告）
- (3) 第3期介護保険事業計画について（協議）
- (4) その他（報告）
 - ①保健・医療・福祉事業等推進調査事業（介護予防事業）の実施状況について
 - ②「痴呆」に替わる用語について

6 会議内容

(1) 介護保険の実施状況について（報告）

(事務局) 資料1説明

(委員) サービスの利用状況の資料ですが、サービスの増加率について平成12年度（介護保険制度開始の年度）を基準としているが、前年度比とした方が分かりやすいと思うがいかがか。国に倣ってそのようにしているのか。

(事務局) 介護保険事業計画が各年度のサービス必要量を基準となる年度（平成12年度）からの伸び率で見込んでいるためです。

(委員) できれば前年比も入れてもらいたい。

(事務局) 今後、増加率について、わかりやすく表記いたします。

(委員) 第1号被保険者は、全体の30%しか住民税を納めていないのか。

(事務局) そうです。年金受給者の住民税については、控除額が多いので非課税となるケースが多くなります。

(会長) この話と（制度改正における第1号保険料の見直し）保険料設定の5段階の話とは違うのか。

(事務局) 保険料設定についての改正案では、第2段階の層である年金収入が266万円までの方については、0～80万円以下と80万円超～266万円までの2つの段階に分けることを検討しております。

(2) 介護保険制度改革の概要について（報告）

(事務局) 資料2説明

(委員) 平成18年4月から新制度が施行ということで、鎌ヶ谷市としても保険料とサービスも増えると思うが、保険料の収支の関係でシミュレーションはしているのか。

(事務局) 特にはしていませんが、制度改正を行わない場合の次期保険料は、約4,000円になると考えております。

(委員) 鎌ヶ谷市独自の介護サービスを行っているが、今回の地域密着型サービス（仮称）は、それと同じものなのか、それとも全く別のものと考えているのか。

(事務局) 全く別のものとなります。地域密着型サービスについては、今後、事業者と協議していきたいと考えております。

(委員) 鎌ヶ谷市における新予防給付の対象者は、どのくらいになるのか。また、（改正案の）新予防給付の創設により、家事援助等のサービスが受けにくくなるのではないか。

(事務局) 本市として対象者の人数は見込んでいないが、国では50%を見込んでいると聞いております。

(委員) 新予防給付では、いままでの家事援助にプラス新給付となるのか、それとも全く新たな給付となるのか。

(事務局) 新予防給付では、単なる家事代行はできなくなり、ヘルパーに全て頼るのではなく、ヘルパーと一緒に食事の支度をしたり、受給者も関わっていくこととなります。

(会 長) 鎌ケ谷市では、介護予防モデル事業を行っているが、もうじきその結果が出ると思う。

先日、NHKの放送で、アナウンサーが、筋肉トレーニングが生活の中でどの部分に役に立つのかと話していたが、(新予防給付対象者として)これが介護認定審査会において認定することは、(審査会委員にとって)極めて大きな重荷になってくる。

鎌ケ谷市議会で(介護認定審査件数について)質問があったようだが、現在、認定審査会1回当たり30件の審査を行っている。介護保険が始まった当初の20件弱から徐々に件数を増やし現在に至っているわけで、30件の審査が限界と考えているが、それ以上件数を増やすことは、審査の質を落とすものである。

(制度改正の施行後)介護認定については、要支援1・2(仮称)の振分け等にかかなりの神経を使うことになると思う。

政府は、当初、(要支援、要介護1の方に対し)家事援助は行わないと言ってきて、(その後)トーンダウンしたようだが、今の(事務局の)説明はそういうことだね。

(委 員) 現場で高齢者の方々と接している者から見ると、家事援助を行っているからこそ在宅での生活が成り立っているところがあると思う。限られた時間の中で行われる家事援助が、新予防給付になった場合、受給者にとって援助が厳しいものになってしまうのではないか。

いままでのような優しい援助となるようにしてもらいたい。

(会 長) 国としてはこの改正案のまま施行すると思うが、(本市にとってよりよい介護保険制度となるよう)本協議会としては、サポートというかカバーというか、その辺で議論ができればと考えている。

(3) 第3期介護保険事業計画について(協議)

(事務局) 資料3説明

(委 員) 地域支援事業(仮称)について、地域福祉計画と整合性を図りながら計画を策定するということだが、実施に向けてはどのように考えているのか。

(事務局) 地域で高齢者、障がい者を支えていくことになっていくが、介護保険は介護保険サービス事業者が対応するというフォーマルなものインフォーマルな部分としては地域のボランティア等による支え合いなど考えております。

庁内で作業部会を予定しているが、介護予防健診が65歳で行うことになるので、老人保健事業を見直し、その辺で担当部局とも調整していきたいと考えております。

(委 員) 計画策定に当たっては地域の意見を取り入れていく必要があると思うが、

地域の皆さんの協力を得て行い、実施に向けては計画倒れにならないようしてもらいたい。

(事務局) わかりました。

(委員) 市民説明会は、どのように行うのか。

計画について、地域の懇談会等を経て協力してもらうのか。

(事務局) 第2期の計画策定のときは、地区社協エリアで説明して参りました。今回は、広く市民に説明し理解を得ていきたいと考えておりますが、パブリックコメントについてもインターネットにより行いたいと思います。

(委員) パブリックコメントについて、市民の方全員がインターネットを使っているわけではないので、他の方法についても考えてもらいたい。

(事務局) わかりました。

(会長) 第3期介護保険事業計画の策定について、(委員の皆様から)特に意義がないようなので、本協議会で策定することにします。

(4) 保健・医療・福祉事業等推進調査事業(介護予防事業)の実施状況について(報告)

(事務局) 資料4説明

(委員) 高齢者実態調査は、訪問して行ったのか、それとも郵送で行ったのか。

(事務局) 郵送で行いました。

(委員) 要支援、要介護1は、予防の分野も含め方法によっては自立になれる可能性のある方が50%いらっしゃると思うのですが、要介護されている方については、自宅を訪問し、直に要望など聞いたりする方が実態調査としてよりよいものになるのではないか。

(事務局) この事業については、補助金の関係もあり、(郵送調査を目的にしているので)このような調査方法で行ったが、今後、実態調査をする場合はそのように検討したいと思います。

(5) 「痴呆」に替わる用語について(報告)

(事務局) 資料5説明

質疑なし

【全体質疑応答】

(委員) 介護保険制度の改正ですが、市民の関心が高い中、市民へのPRを徹底してもらいたいと思う。

今回、国の制度改正ということだが、介護保険法の制約の中で、市の独自のサービスとしてはどの程度までできるのか。

(事務局) 法律の範囲で市町村に運営を任されているが、本市では介助移送サービス、訪問理美容サービスについて高いニーズがあり実施しています。

- (委 員) 介護保険の実施状況の資料で、増加率が高く末期的状況に見えてしまうが、高齢者が増え要介護者も増えている訳ですから、認定者数だけの数値ではなく、高齢者全体として捉え資料を作成したほうがよいと思う。
- (事務局) 増加率については、前年比等も加えたりして、わかりやすいものにいたします。
- (委 員) 第3期介護保険事業計画の策定についてですが、スケジュール的に間に合うのか。また、介護事業については、ハード面には充実しているが、心のケアというかソフト面ではどうなのか。介護支援をしている者に指導等を実施しているのか。
- (事務局) スケジュールの件につきましては、間に合わすようにします。
指導の件につきましては、介護事業者を対象に2ヶ月に1回研修を実施し、その中で指導等行っております。
- (委 員) 介護事業者は、受給者の皆さんの意見等を聞いて、心の通った介護ができるよう、コミュニケーションを大切にしてもらいたい。
- (事務局) 今年度の研修では、ケアマネージャーで大学教授もされている講師を招いて講演会を開催いたしました。今後もスキルアップを図る支援を行っていきたいと考えております。
- (委 員) スケジュールの件で、もう少し綿密な計画を立て、時期的にも早く始めたほうがよいと思うが、再検討を願いたい。
- (事務局) わかりました。再検討します。
- (会 長) 次回の会議日程は、どのようになっているか。
それは、具体的な審議に入っていくのか。
- (事務局) 4月下旬を予定しておりますが、事務局として具体案を出していきたいと考えております。

以上、会議の経過を記載し相違のないことを証するため次に署名する。

平成17年 月 日

署名人 _____

署名人 _____